

令和4年度名古屋市教育委員会第39号議案

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、所要の改正を行います。
- (2) 原則勤務職員※で45分休憩の者の早出遅出勤務制度を拡大し、原則の勤務時間から現行の30分・60分の幅に加え、新たに90分の幅で早出勤務又は遅出勤務ができることとします。

なお、原則勤務職員で60分休憩の者については、より柔軟に勤務時間を割り振ることができるフレックスタイム制度※が導入されますが、当該制度については人事委員会規則によって規定されるため、教育委員会規則では規定しません。

※原則勤務職員：

勤務日が平日であり、勤務時間が次のいずれかである者

- 午前8時30分から午後5時30分まで（60分休憩）
- 午前8時30分から午後5時15分まで（45分休憩）
- 午前9時00分から午後5時30分まで（45分休憩）

※フレックスタイム制度：

職員のライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現を目的とした制度で、1月を単位として、総勤務時間数が変わらないように勤務の始業及び終業の時刻を割り振ることが可能となります。

- (3) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例について、規定の整備を行います。
- (4) その他規定の整理を行います。

2 改正する規則

- (1) 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する

規則※

- (2) 名古屋市野外教育センター処務規則
- (3) 名古屋市子ども適応相談センター処務規則※
- (4) 名古屋市学校事務センター規則
- (5) 上汐田教育集会所処務規則
- (6) 名古屋市見晴台考古資料館処務規則
- (7) 名古屋市図書館処務規則
- (8) 名古屋市博物館処務規則
- (9) 名古屋市美術館処務規則
- (10) 名古屋市科学館処務規則
- (11) 名古屋市教育センター処務規則※

※上記 1 (2) ～ (4) の改正は米印を付した規則のみ行います。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

4 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和 5 年 3 月 24 日提出 総務部総務課)



名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則

(名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 職員（次項及び第 6 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時まで（規則第 1 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあつては別表第 3 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限、定年前再任用短時間

勤務職員にあっては別表第 4 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限）とする。

第 2 条第 5 項中「申出」を「申告」に、「規則第 1 条第 3 項後段の規定の適用を受ける職員」を「特定職員」に改める。

別表第 2 中

「

新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室に所属する職員のうち、児童生徒の支援体制の調査研究に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前10時30分から午後 5 時30分までの間において 6 時間とする。		
	C	1 日について午後 1 時30分から午後 7 時30分までの間において 6 時間とする。		
	D	1 日について午後 2 時から午後 9 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	

」

を

「

新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室に所属する職員のうち、学校教育の指導に係る企画及び調整、新たな教育制度の調査研究、安全安心な居場所づくり並びに児童生徒の支援体制の調査研究に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。		
	C	1 日について午前10時30分から午後 5 時30分までの間において 6 時間とする。		
新しい学校づくり推進部新しい学	A	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

校づくり推進室に所属する職員のうち、夜間中学校に関する業務に従事する者	B	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午後1時30分から午後7時30分までの間において6時間とする。		
	E	1日について午後2時から午後9時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	

に改め、同表指導部指導室に所属する職員のうち、初期日本語集中教室における指導及び企画に関する業務に従事する者の項の次に次のように加える。

指導部学校DX推進課に所属する職員のうち、学校教育の情報化推進に係る企画に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第2条第4項関係）

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
午前7時15分から午後3時45分まで	正午から午後0時45分まで
午前7時45分から午後4時15分まで	
午前8時15分から午後4時45分まで	
午前9時30分から午後6時まで	午後0時15分から午後1時まで
午前10時から午後6時30分まで	
午前10時30分から午後7時まで	

別表第4（第2条第4項関係）

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前8時45分から午後3時45分まで	正午から午後1時まで

午前 8 時45分から午後 3 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時から午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前 7 時45分から午後 2 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 8 時15分から午後 3 時15分まで	正午から午後 1 時まで
午前 9 時15分から午後 4 時15分まで	正午から午後 1 時まで
午前 9 時45分から午後 4 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 7 時45分から午後 2 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 8 時15分から午後 3 時まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時30分から午後 4 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前10時から午後 4 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

(名古屋市野外教育センター処務規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第 3 条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「再任用短時間勤務職員（」を削り、「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改め、「をいう。以下同じ。）」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 職員（次項及び第 5 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時まで（規則第 1 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあつては、別表第 2 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限）とする。

第 4 条の 2 第 4 項中「申出」を「申告」に、「規則第 1 条第 3 項後段の規定の適用を受ける職員」を「特定職員」に改める。

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考

児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する業務に従事する者が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り、休憩

時間及び週休日は、この表にかかわらず、各職員について所長が定める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 4 条の 2 第 3 項関係）

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前 7 時15分から午後 3 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	
午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	
午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前10時から午後 6 時30分まで	
午前10時30分から午後 7 時まで	

（名古屋市学校事務センター規則の一部改正）

第 4 条 名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

（上汐田教育集会所処務規則の一部改正）

第 5 条 上汐田教育集会所処務規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

（名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部改正）

第 6 条 名古屋市見晴台考古資料館処務規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

（名古屋市図書館処務規則の一部改正）

第 7 条 名古屋市図書館処務規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

（名古屋市博物館処務規則の一部改正）

第 8 条 名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）

の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。
(名古屋市美術館処務規則の一部改正)

第 9 条 名古屋市美術館処務規則 (昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号)
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。
(名古屋市科学館処務規則の一部改正)

第10条 名古屋市科学館処務規則 (昭和55年名古屋市教育委員会規則第 4 号)
の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。
(名古屋市教育センター処務規則の一部改正)

第11条 名古屋市教育センター処務規則 (昭和56年名古屋市教育委員会規則第
15号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤
務職員」に、「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改め、同条第
3 項を次のように改める。

3 職員 (次項及び第 5 項に規定する職員を除く。) の休憩時間の時限は、
正午から午後 1 時まで (規則第 1 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける
職員 (以下「特定職員」という。) にあつては別表第 2 に掲げる勤務時間
の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限、定年前再任用短時間
勤務職員にあつては別表第 3 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表
に定める休憩時間の時限) とする。

第 3 条の 2 第 4 項中「申出」を「申告」に、「規則第 1 条第 3 項後段の規
定の適用を受ける職員」を「特定職員」に改める。

別表第 1 中

「

センター (分館を除く。)にお ける管理運 営に関する 業務に従事 する者 (主 たる業務が	A	1 日について午前 8 時15分か ら午後 1 時15分までの間におい て 5 時間とする。		4 週間を通じ て 8 日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分か ら午後 1 時45分までの間におい て 5 時間とする。		
	C	1 日について午前11時15分か ら午後 5 時15分までの間におい	1 日につい て 1 時間とす	

施設の警守 である者に 限る。)		て5時間とする。	る。
	D	1日について午後1時から午後6時までの間において5時間とする。	
	E	1日について午後3時15分から午後8時15分までの間において5時間とする。	
	F	1日について午後4時15分から午後9時15分までの間において5時間とする。	
	G	1日について午前6時から午後2時30分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。
	H	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。	
	I	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	
	J	1日について午前9時30分から午後6時までの間において7時間30分とする。	
	K	1日について午前11時45分から午後8時15分までの間において7時間30分とする。	
	L	1日について午後0時45分から午後9時15分までの間において7時間30分とする。	
	M	1日について午後1時から午後9時30分までの間において7時間30分とする。	
	N	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	

を

「

センター (分館を除く。)における管理運営に関する業務に従事する者(主たる業務が施設の警守である者に限る。)	A	1日について午前8時15分から午後1時15分までの間において5時間とする。		4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後1時45分までの間において5時間とする。		
	C	1日について午後0時15分から午後5時15分までの間において5時間とする。		
	D	1日について午後0時30分から午後5時30分までの間において5時間とする。		
		1日について午後1時から午		

E	後 6 時までの間において 5 時間とする。	
F	1 日について午後 3 時15分から午後 8 時15分までの間において 5 時間とする。	
G	1 日について午後 4 時15分から午後 9 時15分までの間において 5 時間とする。	
H	1 日について午前 6 時から午後 2 時30分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とする。
I	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。	
J	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間30分とする。	
K	1 日について午前 9 時30分から午後 6 時までの間において 7 時間30分とする。	
L	1 日について午前11時45分から午後 8 時15分までの間において 7 時間30分とする。	
M	1 日について午後 0 時45分から午後 9 時15分までの間において 7 時間30分とする。	
N	1 日について午後 1 時から午後 9 時30分までの間において 7 時間30分とする。	
O	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。	

に改める。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2 （第 3 条の 2 第 3 項関係）

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前 7 時15分から午後 3 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	
午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	
午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前10時から午後 6 時30分まで	

午前10時30分から午後 7 時まで	
--------------------	--

別表第 3 （第 3 条の 2 第 3 項関係）

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前 8 時45分から午後 3 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 8 時45分から午後 3 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時から午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前 7 時45分から午後 2 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 8 時15分から午後 3 時15分まで	正午から午後 1 時まで
午前 9 時15分から午後 4 時15分まで	正午から午後 1 時まで
午前 9 時45分から午後 4 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 7 時45分から午後 2 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 8 時15分から午後 3 時まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時30分から午後 4 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前10時から午後 4 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の次に掲げる規定に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。
 - (1) 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則第 2 条第 1 項
 - (2) 名古屋市野外教育センター処務規則第 3 条第 1 項
 - (3) 名古屋市子ども適応相談センター処務規則第 4 条の 2 第 1 項
 - (4) 名古屋市学校事務センター規則第 5 条第 1 項
 - (5) 上汐田教育集会所処務規則第 3 条第 1 項
 - (6) 名古屋市見晴台考古資料館処務規則第 3 条第 1 項
 - (7) 名古屋市図書館処務規則第 6 条第 1 項

- (8) 名古屋市博物館処務規則第 6 条第 1 項
- (9) 名古屋市美術館処務規則第 5 条第 1 項
- (10) 名古屋市科学館処務規則第 6 条第 1 項
- (11) 名古屋市教育センター処務規則第 3 条の 2 第 1 項

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第2条 業務の性質上、条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員（次項の規定により教育長が定める者を除く。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあっては、別表第2）のとおりとする。 2～3 （略） 4 職員（次項及び第6項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、<u>正午から午後1時まで（規則第1条第3項ただし書の規定の適用を受ける職員（以下「<u>特定職員</u>」という。）にあっては別表第3に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあって</u>	（勤務時間の特例等） 第2条 業務の性質上、条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員（次項の規定により教育長が定める者を除く。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあっては、別表第2）のとおりとする。 2～3 （略） 4 職員（次項及び第6項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第3（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、別表第4）に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

は別表第4に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限)とする。 5 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の<u>申告</u>を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の<u>申告</u>を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（<u>特定職員</u>にあつては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。 6 （略）	5 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の<u>申出</u>を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の<u>申出</u>を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（<u>規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員</u>にあつては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。 6 （略）
--	---

2 名古屋市野外教育センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第3条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。 2～5 （略）	（勤務時間の特例等） 第3条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。 2～5 （略）

3 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第4条の2 業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第1条第1項から第4項までの規定によることができない地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1のとおりとする。 2 （略） 3 職員（次項及び第5項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、<u>正午から午後1時まで（規則第1条第3項ただし書の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあつては、</u> 別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限）<u>とする。</u> 4 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、	（勤務時間の特例等） 第4条の2 業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第1条第1項から第4項までの規定によることができない<u>再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u></u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1のとおりとする。 2 （略） 3 職員（次項及び第5項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。 4 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、

始まり及び終わりの時刻について職員の<u>申告</u>を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の<u>申告</u>を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（<u>特定職員</u>にあつては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。 5 （略）	始まり及び終わりの時刻について職員の<u>申出</u>を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の<u>申出</u>を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（<u>規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員</u>にあつては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。 5 （略）
--	--

4 名古屋市学校事務センター規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第5条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。 2～4 （略）	（勤務時間の特例等） 第5条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。 2～4 （略）

5 上汐田教育集会所処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第3条 職員（所長を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間の特例等は、	（勤務時間の特例等） 第3条 職員（所長を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間の特例等は、

別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。	別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。
2～4（略）	2～4（略）

6 名古屋市見晴台考古資料館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第3条 職員（副館長を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。	（勤務時間の特例等） 第3条 職員（副館長を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。
2～4（略）	2～4（略）

7 名古屋市図書館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第6条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。	（勤務時間の特例等） 第6条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。
2～5（略）	2～5（略）

8 名古屋市博物館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第6条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。 2～5 （略）	(勤務時間の特例等) 第6条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。 2～5 （略）

9 名古屋市美術館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第5条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。 2～5 （略）	(勤務時間の特例等) 第5条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。 2～5 （略）

10 名古屋市科学館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第6条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。	(勤務時間の特例等) 第6条 職員の勤務時間の特例等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）のとおりとする。

2～5 (略)

2～5 (略)

11 名古屋市教育センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第3条の2 業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第1条第1項から第4項までの規定によることができない<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1のとおりとする。 2 (略) 3 職員（次項及び第5項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、<u>正午から午後1時まで（規則第1条第3項ただし書の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあつては別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限、定年前再任用短時間勤務職員にあつて</u>	（勤務時間の特例等） 第3条の2 業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第1条第1項から第4項までの規定によることができない<u>再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1のとおりとする。 2 (略) 3 職員（次項及び第5項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第2（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>別表第3</u>）に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、<u>同表に定める休憩時間の時限とする。</u>

は別表第3に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限)とする。

- 4 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申告を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（特定職員にあつては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。

5 （略）

- 4 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。

5 （略）